

○ 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律 新旧対照条文
 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 漁港の指定（第六条）</p> <p>第二章の二 漁港漁場整備基本方針（第六条の二）</p> <p>第二章の三 漁港漁場整備長期計画（第六条の三・第六条の四）</p> <p>第三章 水産政策審議会（第七条―第十六条）</p> <p>第四章 特定漁港漁場整備事業（第十七条―第二十四条の二）</p> <p>第五章 漁港の維持管理（第二十五条―第三十九条の五）</p> <p>第六章 漁港の活用促進</p> <p>第一節 漁港施設等活用基本方針（第四十条）</p> <p>第二節 漁港施設等活用事業の実施等（第四十一条―第四十七 条）</p> <p>第三節 漁港水面施設運営権（第四十八条―第六十条）</p> <p>第七章 漁港協力団体（第六十一条―第六十五条）</p> <p>第八章 雑則（第六十六条―第七十条）</p> <p>第九章 罰則（第七十一条―第七十三条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民</p>	<p>漁港漁場整備法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 漁港の指定（第六条）</p> <p>第二章の二 漁港漁場整備基本方針（第六条の二）</p> <p>第二章の三 漁港漁場整備長期計画（第六条の三・第六条の四）</p> <p>第三章 水産政策審議会（第七条―第十六条）</p> <p>第四章 特定漁港漁場整備事業（第十七条―第二十四条の二）</p> <p>第五章 漁港の維持管理（第二十五条―第三十九条の五）</p> <p>第六章 雑則（第四十条―第四十四条の二）</p> <p>第七章 罰則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわ</p>